

令和4年6月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和4年7月1日（金） 開会 午前10時  
閉会 午前11時53分

場所 第1委員会室

出席委員 藤井健志委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
関根信明委員、宇田川幸夫委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、  
八子朋弘委員、井上航委員、萩原一寿委員、白根大輔委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、  
堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、  
島村克己企画総務課長、都丸久財政課長、梶一之市町村課長、  
近藤光交通政策課長、小林哲也住宅課副課長  
福士昌三教職員採用課管理主幹兼副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第91号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第92号	埼玉県手数料条例等の一部を改正する条例	原案可決
第93号	埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第106号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	原案可決

2 請願  
なし

### 【付託議案に対する質疑】

#### 関根委員

- 1 第91号議案について、支援期間が令和4年4月から令和4年9月ということだが、支援期間の考え方はどのようになっているか。
- 2 支援金の積算方法はどのようになっているか。
- 3 支援金を早く支給すべきと考えるが、支給のスケジュールはどのようになっているか。
- 4 市町村が臨時交付金を活用し同様の助成を考えているケースがあるが、市町村と県の調整はできているのか。

#### 交通政策課長

- 1 本事業は、国の燃料費高騰対策によってもなお、事業者の負担となる燃料費高騰分について、県として追加的に支援するものであり、国の対策と一体となって実施するものである。国の支援期間が令和4年9月までとなっていることから、本事業も令和4年9月までとしている。
- 2 支援期間である令和4年4月から9月までの6か月間について、各月についての資源エネルギー庁等が公表する県内の燃料価格の実績値と高騰前過去10年遡った平均的な燃料価格との差額を出し、1台当たりの支援額を算定した上で事業者の保有台数に応じて支給することを考えている。
- 3 事業者の厳しい状況を踏まえれば、速やかに支援を実施することは大変重要であると考えている。本事業は、事業者の負担となる燃料費高騰分を支援することから、当月の燃料価格の実績に基づいて、支援金を算定し支給することとしている。そのため、燃料価格の実績値が出次第、可能な限り迅速に事業者に給付できるよう進めていく。なお、4月から6月分は燃料価格の実績値は判明しており、予算が議決され次第、速やかに給付できるよう事務を進めていく。
- 4 市町村の支援が県と同じく燃料価格高騰分に対するものであり、期間も重なる場合には、重複が発生することになるため、市町村との事前の調整は必要となる。このため、県では、燃料価格高騰に関して支援を検討している市町村と直接連絡を取り、補助目的や支援期間等について事務レベルですり合わせを行い、重複を避ける方向で適切に調整を進め、現在、県と市町村との間で重複が生じない形で整理ができています。

#### 関根委員

- 1 支援期間が令和4年9月までとのことだが、10月以降の支援はどのように考えているか。
- 2 支援金の積算方法について、個人タクシーはタクシーの総数に含まれているか。

#### 交通政策課長

- 1 今後更に原油価格が高騰するなどして国が支援を延長しない限り、本事業の終期も令和4年9月末であると考えている。燃料費高騰の問題は国内全体の問題であるため、国の対策が10月以降も継続するような事態となるのか、今後の状況を注視し、必要に応じて適切に対応していく。
- 2 タクシーについては、LPガス車に限らずガソリン車も含めて、法人・個人全て対象

としている。

#### 関根委員

- 1 第92号議案について、長期優良住宅関連の手数料を新設することで、どの程度の申請件数を見込んでいるのか。
- 2 教育職員免許法の一部改正による免許更新に係る手数料の廃止について、歳入影響額はどの程度を見込んでいるのか。
- 3 第93号議案について、今回の条例改正の経緯はどのようなものか。
- 4 今回の条例改正により、来年の県議会議員選挙ではどのくらい増額になるのか。

#### 財政課長

- 1 国は今回新たな認定申請の対象となる住宅を全国で300戸程度と見込んでおり、本県の住宅件数の割合等を乗じて試算すると、今年度は施行日の10月1日以降で1件程度が対象となり、13,000円の増収と見込んでいる。
- 2 7月1日で免許更新制は廃止となることから、過去の7月以降の申請件数実績を踏まえ試算すると、5,420件程度減少すると見込んでおり、その影響額は1,740万円程度の手数料の減収となると見込んでいる。

#### 市町村課長

- 3 この条例は、国政選挙に準じて公職選挙法施行令に定める額を従来から定めている。令和4年4月6日に同施行令が改正され、単価が引き上げられたため、これに合わせて条例改正を行うものである。今回の同施行令の改正理由を確認したところ、直近の単価改定が平成28年であり、その後の物価の変動や令和元年の消費税増税を踏まえて、単価の引上げを行ったとのことである。
- 4 平成31年の県議会議員選挙の実績を基に試算したところ、公費負担額は県全体で約70,000円の増額となる見込みである。

#### 宇田川委員

- 1 第91号議案について、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を22億円活用しているが、まだ170億円ほど残っている。交付金は来年度に繰り越さずに活用しなければならないということだが、どのように活用していくのか。
- 2 第106号議案について、財源を財政調整基金としているが、それでないといけなかったのか。ほかに活用できる財源はなかったのか。

#### 財政課長

- 1 4月26日に国が経済対策を決定し、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、埼玉県分で約178億円の交付限度額が示された。本定例会で約22億円を計上したが、今後、9月定例会に向けて、どの業種が痛んで支援を必要としているのか、また、今後も物価高騰が続くことを想定し、政策誘導を行うべき対策は何かについて調査分析し、全庁を挙げて活用の検討を始めている。
- 2 財政調整基金は、埼玉県財政調整基金条例の第6条第2号に「災害により生じた経費の財源」に処分することができると規定されている。財源を繰越金とすることも考えられるが、繰越金は当初予算で5億円計上しており、今回はそれを上回る大きい金額であることや現時点で決算の認定がされていないことから、多額の繰越金を財源とするより

もまずは条例の規定に基づいて処分ができる財政調整基金を活用した。

#### 宇田川委員

- 1 第91号議案について、我々も痛んでいる企業等に経済対策をしっかりとしていかなければいけないと常に提言している。今の補正予算の財源の活用の仕方だと上乗せがほかの自治体と同様の方向性に見えるため、より上乗せを検討しながら他県よりも優れた活用方法を考えるべきと思うが、どうか。
- 2 第106号議案について、降ひょう被害の影響が長引いた場合、原油価格高騰の影響も受けてくるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できる可能性も出てくるのではないかと思っている。その場合は財政調整基金に戻すことができるのか。また、財政調整基金の取扱いは慎重に行い、本当に大変なときのために残しておくことが必要ではないか。

#### 財政課長

- 1 他県や県内の市町村の取組状況も参考に検討しているところである。庁内の関係部長の会議では、知事からも中長期的な視点を踏まえた政策誘導や、産業労働分野に限らず環境、農林、県民生活、企画財政など、多岐に渡る分野で検討していくことと指示があったところであり、9月定例会の補正予算に向けて今後詰めていく。
- 2 今回の予算の財源は財政調整基金であるが、仮に、今後、国の交付金の活用など財源の振替ができる場合は、年度内に財政調整基金に戻すことは可能である、今後の補正予算で対応していく。また、財政調整基金の残高は本定例会での補正後には約406億円となるが、昨年度県税収入が大きく伸びたため、地方交付税の精算が必要であり、実質的には、約14億7千万の残高となる。そのため活用の仕方については、慎重に対応していく。

#### 宇田川委員

第106号議案について、本定例会の補正予算では、財政調整基金を中長期的なものに活用するものが多いと思われるが、即効性のある活用も考えなかったのか。

#### 財政課長

まず被害のあった農作物は、共済制度によって一定程度補償される。本定例会の補正予算では、農業災害対策特別措置条例に基づき次期作に向けた種苗代や肥料代などの掛かり増し経費について、県と市で2分の1ずつ補助する。また、ビニールハウスなど農業生産施設の被害も県と市で2分の1ずつ補助するものである。被害への対応は共済による補償、その先の部分については本定例会の補正予算による補償という切り分けになっている。記憶に新しいのが、平成26年の大雪の被害があったときには、国から10分の5の交付金が交付されたが、今回は、現状、国の対象メニューがないことから、条例に基づいた県と市の補助で対応している。

#### 宇田川委員

今回の被害に対しては、農業災害対策特別措置条例に基づくもので全て対応できるという考えでよいのか。

## 財政課長

農業災害対策特別措置条例のみでは、支援対象とならない市町村をカバーすることができない。そのため、今回、新たにビニールハウス等の農業生産施設への補助を条例に基づき知事が特に必要と認めるものとして設けた。また、例えば八潮市や三郷市など、条例に基づく支援の対象とならない市や支援の対象となった市町村でも被害が30%未満等で支援の対象とならない農業者に対しては、既存の農業近代化資金の中に、新たな県単独事業の融資枠を設け、無利子の貸付けができるようにした。

## 白根委員

- 1 第91号議案について、令和4年7月以降に燃料価格が高騰した場合、その分の予算は確保されているのか。
- 2 10月以降は政府と一体でとのことだが、県独自で何らかの対応を考えるべきではないか。
- 3 乗合バス、タクシー以外の地域公共交通についてもこの補助金は活用できるのか。

## 交通政策課長

- 1 予算の積算に当たっては、過去の平均的な燃料価格と直近6か月のうち、最も高騰した時点の価格との差額により算定している。現時点では十分な予算額が確保されていると認識している。また、今後燃料費が一定程度高騰した場合も、国の支援策により価格上昇が抑制されることから、燃料価格が想定以上に急騰しなければ対応可能な予算額と考えている。しかし、燃料費が急騰し予算が不足する事態になった場合には、その段階で追加の措置も含めて適切に検討する。
- 2 燃料費高騰は国全体の問題であるので、国の専門的判断があり、対策が必要というのは一つ重要である。県としても、県内事業者の個別の状況などをしっかりと確認しながら判断していく。
- 3 バス・タクシー以外の地域公共交通として、デマンドタクシーやコミュニティバスがあるが、それらは市町村やNPOが非営利で運行しているものであるため、補助金の対象としていない。民間事業者が運行するコミュニティバスのようなケースがあれば対応することも考えている。

## 白根委員

コミュニティバスは基本的に行政が民間事業者に委託している場合がほとんどであり、民間単独のコミュニティバスというのはどのようなものか。

## 交通政策課長

基本的には市町村が民間事業者に委託している。その市町村が地域公共交通のために必要と考えれば、臨時交付金を活用し対応できる。県としては、そうしたことができない民間事業者に対して支援している。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---